

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領【令和4年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付に関し、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(公務員に準ずる法人等の職員の範囲)

第2条 要綱第2条第5号ただし書に規定する「公務員に準ずる法人等の職員」とは、総務省による独立行政法人制度又は文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員をいうものとする。

(返済の延滞)

第3条 要綱第3条第2号に規定する「奨学金の返済を延滞していないこと」とは、貸与を受けた奨学金に延滞金が賦課されていないことをいう。

2 前項に規定する奨学金に延滞金が賦課されたときは、要綱第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りではない。（この場合において、賦課された延滞金については補助対象経費から除くものとする。）

(補助対象期間内における市内定着が認められない状況となった場合の取扱)

第4条 要綱第10条第2項各号に係る取り扱いについては、別表に定めるものとする。

(特別休暇の取扱)

第5条 市長は、補助対象者等が、補助対象期間内において、就業先である地元企業が認める産前・産後休暇、病気休暇その他特別休暇を取得したときは、当該休暇の取得期間を地元企業で就業している期間として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。